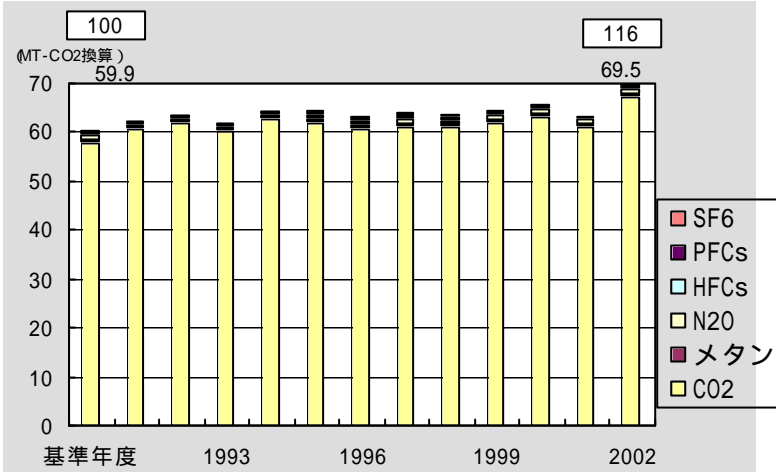
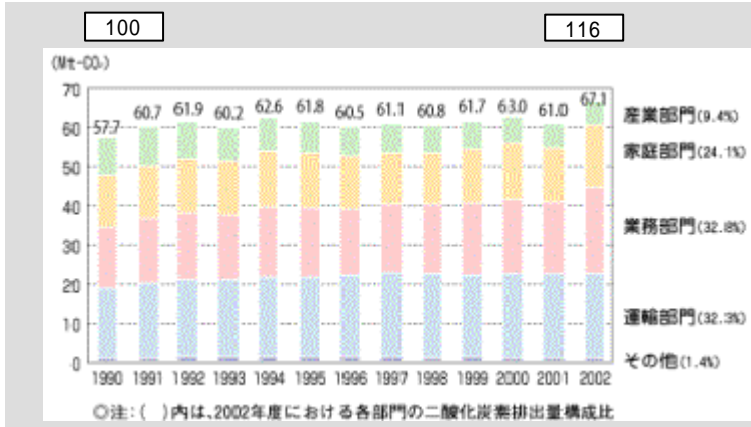


基本計画の分野		これまでの主な取組
<p>第1節 地球温暖化の防止</p>	<p>1 エネルギー需要マネジメント</p>	<p>業務部門</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策計画書」制度の強化（平成17年4月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・環境確保条例を改正し、「評価基準」の策定と都の指導・助言、評価・公表の仕組みを強化 ・温室効果ガス排出量の多い大規模事業者（約1200事業者）が対象（新たに公共部門も対象に） 「建築物環境計画書」制度の強化（平成17年10月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・「建築物環境配慮指針」を改正し、「エネルギーの使用の合理化」など、新築建築物の環境性能を評価する評価項目を拡充 ・計画書の提出実績（平成16年度末現在）：489件（内訳：住宅291件、事務所79件、その他） 「地球温暖化対策推進ネットワーク」の設置（平成17年4月） <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策に取り組む事業者を支援する仕組みを創設（平成17年4月） ・温暖化対策ビジネス事業者の登録・紹介や具体的な省エネ対策の相談事業などを実施 （都庁内及び（財）東京都中小企業振興公社に窓口設置） <p>運輸部門</p> <ul style="list-style-type: none"> （国へ要求）車両総重量2.5トンを超える重量車の燃費評価手法の確立及び平均燃費規制の導入（平成14年2月～） （国へ要求）乗用車等の燃費基準の強化、低燃費型車両の選択を促すきめ細やかなラベリング制度の創設（平成16年1月～） 現在、国において、車両総重量2.5トンを超える重量車の燃費評価手法、現在燃費基準が定められている乗用車及び車両総重量2.5t以下の小型貨物自動車の現目標年度以降の新たな燃費基準策定について、検討中 関東百貨店協会の全加盟店が一丸となって全ての納品を共同化（平成16年11月～） <ul style="list-style-type: none"> ・17年4月末現在：12店舗で実施 17年度計画：全34店舗で実施 開発事業者・物流事業者等と共同で「環境物流プロジェクト会議」を設置（平成17年3月） <ul style="list-style-type: none"> ・今後建設される大規模複合ビルにおける建物内での共同配送等を実現していくことについて協議開始 <p>家庭部門</p> <ul style="list-style-type: none"> 家電製品等の省エネラベリング制度の創設（平成17年7月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年夏に都が実施した省エネラベリングのキャンペーンについては、現在、八都府県及び全国省エネラベル協議会で実施 （15都府県、12市で実施） ・環境確保条例を改正し、販売店に、エアコン、冷蔵庫等の省エネ性能を相対評価するラベルの表示を義務付け ・対象機器を5台以上陳列販売する販売事業者が対象 マンションの環境性能表示制度の創設（平成17年10月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・環境確保条例を改正し、延床面積10000㎡超の新築マンションについて、販売時に、広告等へ環境性能の表示を義務付け

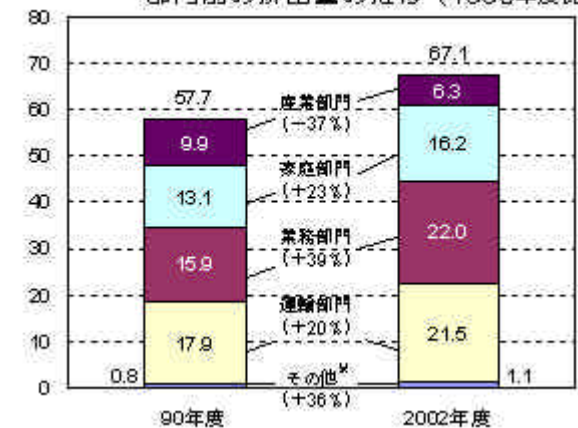
都における温室効果ガス排出量の推移



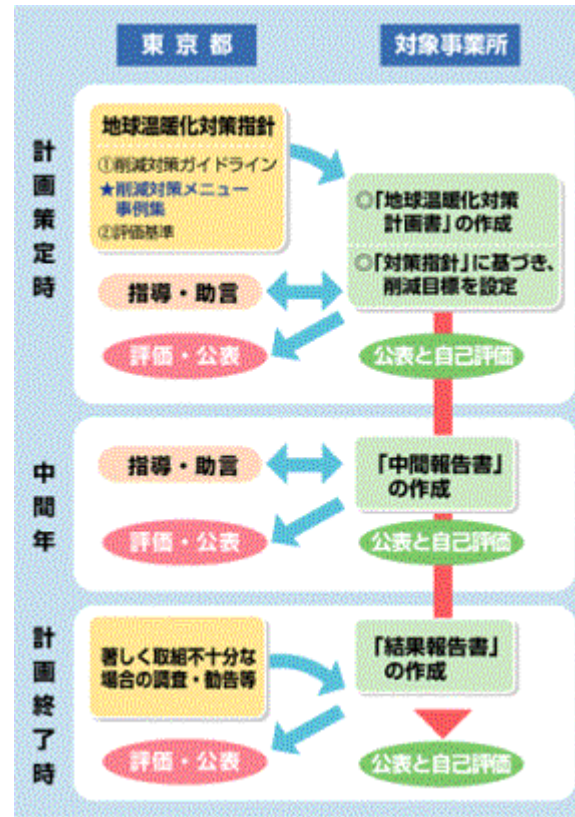
都における二酸化炭素排出量の推移



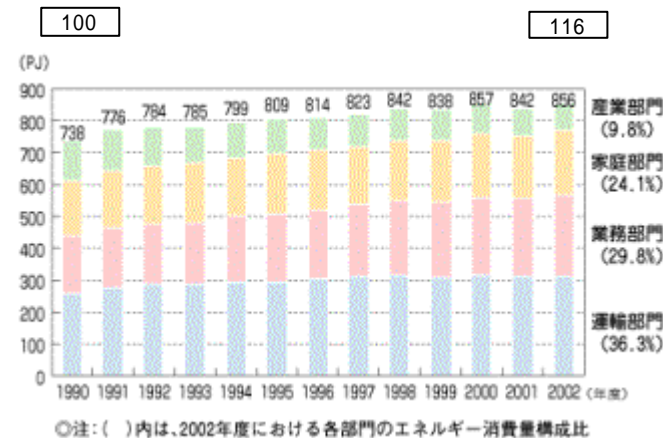
部門別の排出量の推移 (1990年度比)



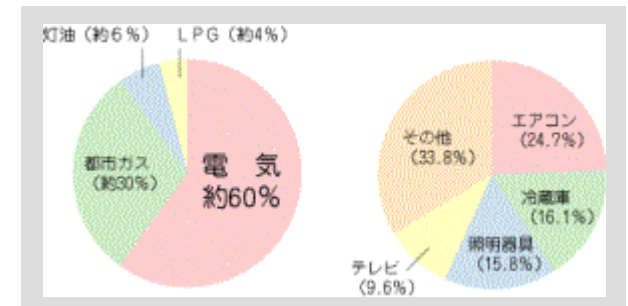
「地球温暖化対策計画書」制度の流れ



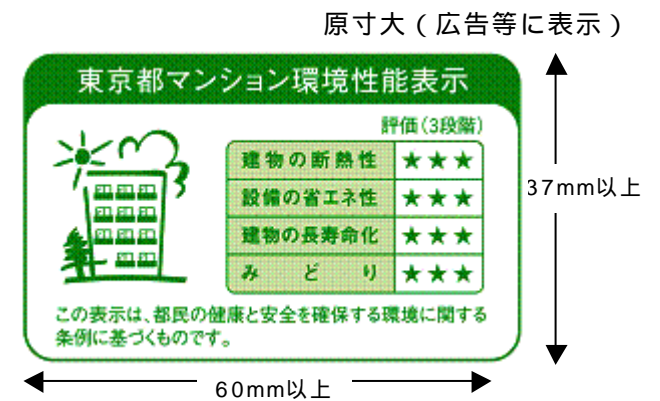
都におけるエネルギー消費量の推移



家電製品等の省エネルギー



マンションの環境性能表示 (ラベル)



基本計画の分野		これまでの主な取組
<p>第1節 地球温暖化の防止</p>		<p>「キッズISO10000人参加計画」（キッズ向け環境教育プロジェクト）の実施 ・企業の拠出金をもとに、企業・NPO・自治体が協働して実施。都内の小学生等へプログラムへの参加を呼びかけ ・16年度実績：10校（670人参加） 17年度（6月末現在）：99校（7,211人参加）</p> <p>気象キャスターネットワークとの連携による「地球温暖化出前授業」の実施 ・都と協働し、テレビ等のキャスターとして活躍している気象予報士が、直接、児童に授業を実施 ・16年度 実績：70</p>
	<p>2 自然エネルギーなどの導入と活用</p>	<p>自然エネルギーリーディングプロジェクトの実施 ・風力発電パイロット事業」；中央防波堤埋立地に、民間企業と協働で大型風力発電設備（東京風ぐるま）を設置 平成15年3月稼働 850kW×2基 一般家庭約800世帯分の電力を発電 ・燃料電池バス」の運行（平成15年8月～16年12月） 民間企業と協働で、都営バスの営業運行（1台）を実施 このノウハウは愛知万博で活用されている。 ・浄水場等に大規模太陽光発電を導入（平成16年度末現在 2123kW） 平成15～18年度までに合計 8浄水場で（総発電規模約5200kW）順次実施。朝霞浄水場の設備（1200kW）は国内最大規模</p> <p>都施設における「電気のグリーン購入」の開始 ・「電気」をグリーン購入の対象品目に指定し、購入する電気について5%以上の再生可能エネルギーの利用を要請 ・「東京文化会館」で要求水準5%を初めて達成（平成17年7月）</p> <p>「エネルギー環境計画書」制度の創設（平成17年4月施行） ・環境確保条例を改正し、都内に供給される電気の環境性の向上を推進 ・都内の供給される電力について、「CO₂排出係数を改善する取組の推進」と再生可能エネルギーの導入促進」を図る ・都内に電力を供給している一般電気事業者と特定規模電気事業者（PPS）が対象 ・再生可能エネルギーの導入の措置と目標等を記載した「エネルギー環境計画書」の策定・公表と、進捗よく状況を報告する「エネルギー状況報告書」の策定・公表を義務付け</p> <p>「建築物環境計画書」制度を強化（平成17年10月施行） ・建築物環境配慮指針」を改正し、評価項目「エネルギーの使用の合理化」の評価基準「自然エネルギーの利用」を強化</p>

キッズ向け環境教育プロジェクト



「キッズISO14000入門編」の実施

環境マネジメントとは、どのようなことかということをも2週間実体験してもらうもの。

ワークブックを配布

家庭内の電力消費、ガス消費、水道、ごみ処理について現状がどうなっているかデータをチェックし記録

どうしたら消費を減らせるか、何を実行に移すかを家族みんなで考え、自分で宣言

実行に移しながら再度データをチェックし、ワークブックに記録

その結果を以前のデータと比較し、自分の考えを評価するとともに、次の目標を考える

結果を記したワークブックを「アーテック」に送付

アーテックは、こども一人ひとりに、評価表を送付

主催 国際芸術技術協力機構 (アーテック)

NPO法人

UNEP、文部科学省、東京都などが本プログラムを後援



気象キャスターネットワークとの連携による「地球温暖化出前授業」

< 授業風景 > 「温室効果」の実体験

「エネルギー環境計画書」制度

エネルギー環境計画書、エネルギー状況報告書の内容

	◆ エネルギー環境計画書	◆ エネルギー状況報告書
期日	毎年度7月末日	毎年度6月末日
内容	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出係数の抑制に係る措置及び目標 (当年度目標、2010年度目標、長期目標) 再生可能エネルギー供給量の割合の拡大に係る及び目標 (当年度目標、2010年度目標、長期目標) (自社等発電所の導入量、環境価値の確保量) 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度排出されたCO₂の量 前年度のCO₂排出係数及びその抑制の措置の進捗状況 前年度の再生可能エネルギー供給量及びその割合の拡大に係る措置の進捗状況 (自社等発電所の導入量、環境価値の確保量)
	<ul style="list-style-type: none"> その他地球温暖化の対策に関する事項 未利用エネルギー等による発電に係る措置及び目標 火力発電所における熱効率に係る措置及び目標 電気需要者への温暖化対策に係る措置 その他地球温暖化対策に係る措置 	<ul style="list-style-type: none"> その他地球温暖化の対策に関する事項の進捗状況 未利用エネルギー等による発電に係る措置の進捗状況 火力発電所における熱効率に係る措置の進捗状況 電気需要者への温暖化対策の進捗状況 その他地球温暖化対策の進捗状況

都施設における再生可能エネルギーの導入

【主な事例】

	施設名	出力・規模等
太陽光発電	東京都議会議事堂	12kW
	浄水場等	2123kW
風力発電	臨海風力発電所 (東京風ぐるま)	850kW × 2
	定置型 環境科学研究所	200kW
燃料電池	水素ステーション	1箇所
	都営バス	15年8月～16年12月
バイオマス (下水汚泥)	森ヶ崎水再生センター	3200kW



朝霞浄水場の太陽光発電

東京都議会議事堂上屋上の太陽光発電



東京風ぐるま



都バス (燃料電池バス) と水素ステーション

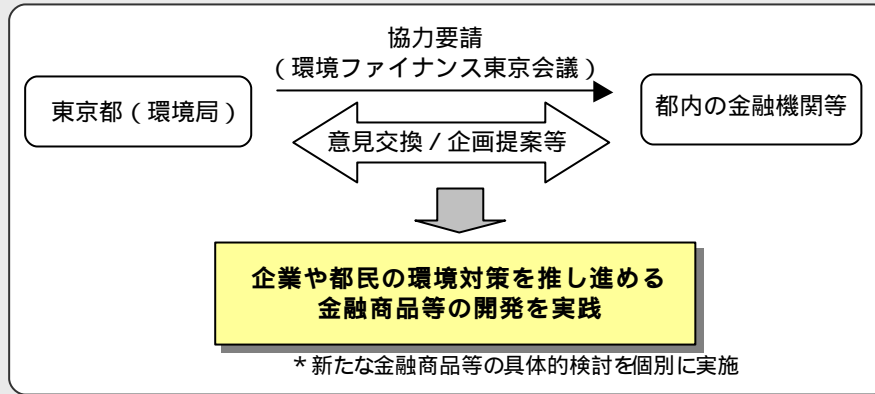
基本計画の分野		これまでの主な取組
第1節 地球温暖化の防止	3 経済的手法の検討	<p>東京都税制調査会における検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国では地球温暖化対策のための環境税(炭素税)がポリシーミックスによって一定の政策効果をあげている。こうした諸外国の実情、世界の趨勢からすると、二酸化炭素の排出量の抑制などの地球温暖化対策を推進していく上で、化石燃料の炭素含有量等を課税対象とした「環境税(炭素税)」を導入することは、有効な方策であると考えられる(平成13年度答申) ・将来、資源エネルギー対策財源、温暖化対策財源として温暖化対策税(炭素税)が導入される場合には、既存の燃料課税を整理して国と地方の配分や燃料間の税負担の調整を図りつつ、地方税として構成することが適当である(平成16年度答申) <p>排出量取引などの手法の活用について民間企業等と検討(排出権取引市場創設プロジェクト(平成14年3~11月))</p> <p>排出量取引は国内でのCO₂削減対策(家庭・業務部門対策)に有効な手段であるが、「買い手」を明らかにすることが必要であることを明らかにした。</p> <p>金融機関の環境配慮行動を求める「環境金融プロジェクト」の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内金融機関(20行・2協会)の参加をえて、「環境ファイナンス東京会議」開催(平成17年5月) ・知事名で環境対策の推進に資する環境金融商品の開発を要請 ・具体的な商品の実現可能性について金融機関と個別に意見交換を実施(7/11商工中金からの提案を受け第一号が実現)
	4 二酸化炭素以外の温室効果ガス対策	<p>下水汚泥の高温焼却によるN₂O削減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業は都の事務事業に伴う温室効果ガスの約半分を占め、その大部分が汚泥焼却に伴うN₂O ・焼却温度を上昇(800~850℃)させN₂Oを分解する「高温焼却」による削減効果を実証実験(2002~2004年度、葛西水再生センター) ・今後、老朽焼却炉は更新時に高温焼却炉を導入していくなどして、2009(平成21)年度までに約7割削減をプラン化 (「アースプラン2004」東京都下水道局 平成16年9月策定) <p>冷媒フロンの回収と破壊の義務付け(環境確保条例(平成13年4月)及びフロン回収破壊法(平成13年6月))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーエアコン、業務用冷凍空調機器から冷媒用フロンの大気中への放出を禁止するため、対象機器を廃棄する際には定められた業者に引き渡すことを義務付け ・回収・引取り業者知事の登録を、破壊業者については国の許可を義務付け ・第一種フロン類(業務用冷凍空調機器)回収事業者数 2415事業者(平成17年3月末現在) ・回収量(平成15年度)業務用冷凍空調機器(280トン(全国の15%))、カーエアコン(23トン(全国の4%))

環境金融プロジェクト



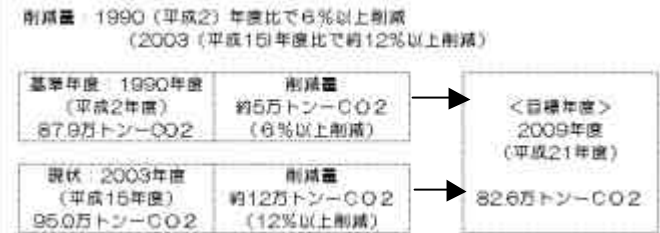
平成17年5月16日
「環境ファイナンス東京会議」
都内の金融機関等（20機関）の
参加を得て開催

環境政策と経済活動の血液ともいえる金融機関との連携を図る



平成17年7月「環境金融プロジェクト」の実践 第一弾
商工中金(商工組合中央金庫)が、都条例「地球温暖化対策計画書」制度と連動した金融商品の取扱を開始

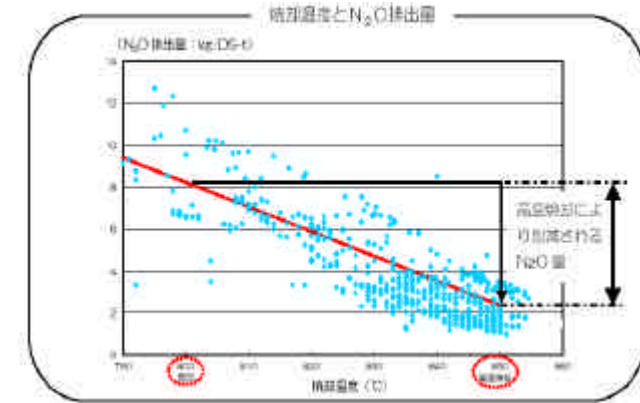
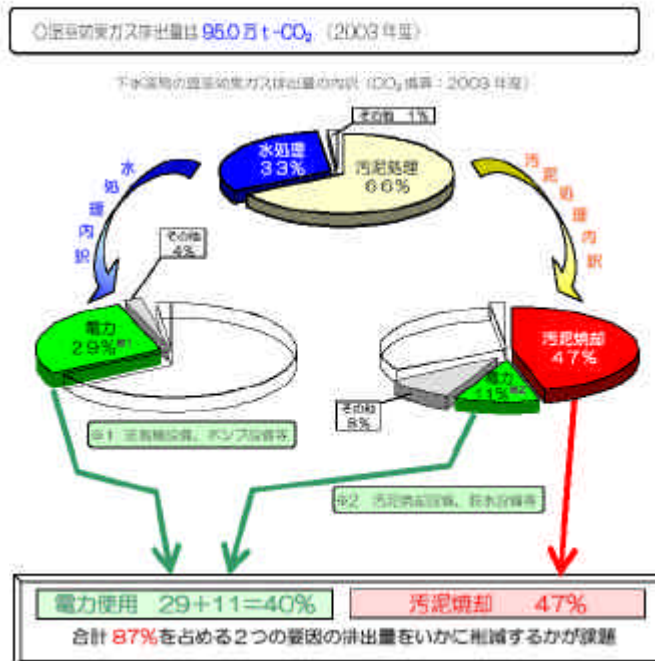
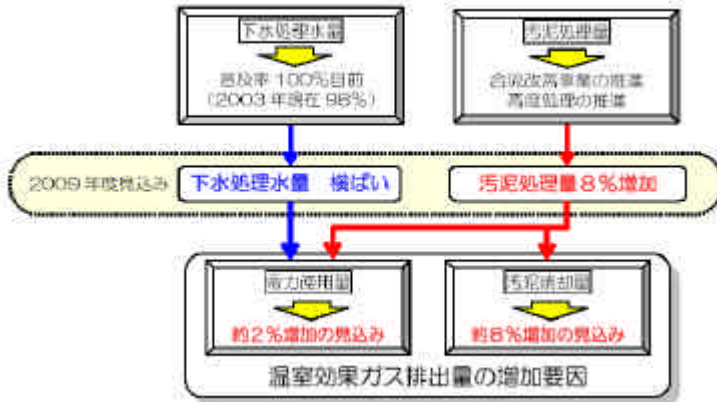
都の下水道事業における削減目標



下水汚泥の高温焼却

都の下水道事業

今後の見通し(2003年度 → 2009年度)



(出典: 「アースプラン2004」
東京都下水道局 平成16年9月)